時事新報

護國心の消長

日本國民が護國の精神に富むとの次第は前號の紙上に大概を記したり是れぞ即ち國家萬里の長城にして永く失はざらんことを望むは何人も同樣なれども扨みを維持し養成するの一段に至ては自から所見の異同なき能はず成る可く外國の事物を斥け自國のものを保守するに非ざれば民心を固くするゝと難しと云ふものは保守論者にして盛に異邦の文物を輸入し親しく外人に接するの外なし其進歩を妨げ發達を害するゝと擧て數へ可らず即ち我輩の平生保守論を喜ばざる所以にして真成の愛國心を養ふには國を打開て廣く外國の物を容れ親しく外國の人に接して自他の差別を明にするの外に手段ある可らず孜々落々、心を空して世界の物に接すれば自他の差別は自ら明にして自他の差別明なれば獨立の心は此に生ず可し獨立の心、生ずれば自から重んずると共に他をも重んずるの心を生じて秋毫も犯さゞる代りに亦秋毫も犯さるゝを容さず親めども狎れず優しけれども骨あり是れ文明國民の本色にして愛國心の發源なり左ればみな文明の國民は外國の事物を嫌忌するみとなく自由自在に出入せしむると同時に其脅骨は甚だ固くして容易に屈せず苟も自國の面目利益に關するゝみとは死を以て爭ふに反して孤立頑冥の國民は平生の尊大倨傲にも似ず案外脆く屈服する次第にして我日本の如きも鎖國孤立の時代には自尊排外の精神は或は盛なりしならんと雖も真成愛國の精神は維新以後に發達したるものと云はざるを得ず前日の紙上に述べたるが如く今回の戰爭に付ては婦女子までも國の憂を以て身の憂と爲し盛に愛國の衷情を示したれども若し此戰爭が德川の時代に起りしならんには一部の人士は心配もしたるならんと雖も一般の國民は殆んど對岸の火災視して恰も今の支那人民の如くなりしみとなる可し米艦の渡來、下の關の砲擊、鹿兒嶋灣の戰爭、當局有志の輩は深く憂へたるに相違なしと雖も町人百姓は平氣にして慷慨憂憤するものなかりしは實際の事實にして故老の記憶する所なり爾來王政の維新、憲法政治の實行、國民各自國家を負擔するの心を生じて漸く自國他國の區別を明にし彼我の事情を審にして此に始めて眞成なる護國の精神を發達せしめたるものと云はざるを得ず左れば保守論者が開國と共に次第に發達する[illegible]心を根として民情の大勢に適應するものと爲し之を[illegible]の[illegible]に[illegible]して只管外物を忌み舊習に戀々たるものは[illegible]の[illegible]眼を蔽はれ永遠の利害を忘れたるものにして[illegible]の時に怨む所なり

雜報

○事業公債條例案

事業公債は既設官線鐵道改良、北海道鐵道建設、製鋼事業、電話擴張の製造業煙草專賣資金及び國防事業の費用に充つるが爲め證書額面一億三千五百萬圓を限り漸次之を募集するものにして利子は一箇年百分の五以下とし募集の都度大藏大臣之を定むるの規定なりといふ

○酒造稅法案

本稅法中酒類と稱するは清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、酒精の六種にして之を製造せんとする者は製造場一箇所毎に政府の免許を受け應業せんとするときは其取消を求むる事とし酒造年度は其年十月一日より翌年九月三十日までを以て一年度としたり而して造石稅率は左の如し

第一種	(清酒、濁酒、白酒、味淋)	一石　金七圓
第二種	(燒酎、酒精)	一石　金八圓

又造石稅の納期は左の四期に分ちたり

第一期　七月一日より同十五日限
第二期　九月一日より同十五日限
第三期　十二月一日より同十五日限
同上及其年五月一日より九月三十日まで査定石數に係る稅額二分の一
第四期　翌年三月一日より同十五日限
前納額の殘數

造石數は製成の時容器の容量に依り之を査定し濁酒類を製造する者の製造に係る醪は左の場合に於て濁酒を製成したるものとして其造石數を査定す

一　他人に讓渡するとき
二　公賣せらるゝとき
三　飲料に供し又は酒類製造用の外に供するとき

造石數は製成の時容器の容量に依り之を査定し濁酒類を製造せざる者酒母又は醪を製造せんとするとき又酒類を製造する者の製造に係る醪は左の場合に於て檢査監督を受くべく又其の製造に係る醪を飲料に供し又は飲料として讓渡したるときは濁酒を製造する者と大同小異と知るべし

造石稅を前納したるとき

一　酒精と他の物品とを混和して一種の飲料酒類となしたるもの
二　二種以上の飲料酒類を混和して一種の飲料酒類となしたるもの
三　一種又は二種以上の飲料酒類と他の物品を混和して一種の飲料酒類となしたるもの
四　飲料酒類に酒精若くは燒酎と水を混和したるもの

尤も混成酒を製造するも別種の飲料となさず單に酒類の造石數を增加するに止るものは其の增加石數のみに課稅し別に製造場を設けず店頭其の他の場所に於て混成酒を製造して販賣する者には製造稅として一箇所毎に毎月金二圓を課し稅の納期を左の二期とす

第一期　其の年七月一日より同三十一日限
一月一日より六月卅日迄査定濟石數に係る稅額
第二期　翌年一月一日より同三十一日限
七月一日より十二月三十一日迄査定濟石數に係る稅額

本法は明年十一月一日より施行するも小笠原嶋及び伊豆七嶋には當分の內之を施行せざるよし

○混成酒稅法案

本法に於ては左に掲ぐるものを混成酒と稱し造石數一石に付き金六圓の造石稅を課す

酒精と他の物品とを混和して一種の飲料酒類となしたるもの
二種以上の飲料酒類を混和して一種の飲料酒類となしたるもの
一種又は二種以上の飲料酒類と他の物品を混和して一種の飲料酒類となしたるもの
飲料酒類に酒精若くは燒酎と水を混和したるもの

○自家用酒稅法案

同法案は附則と共に十三條にして自家用酒の製造免許は一家一人に限り造石數は各酒類を合せて一酒造年度間(其の年十月より翌年九月まで)三石以下とし其製造稅は一石金二圓、二石金六圓、三石金十二圓にして其の年十月及翌年四月を以て納期とす而して其製造免許を請ふみとを得ざるものは直接國稅五圓以上を納むる者、酒類製造營業人、醬油製造營業人、酒母又は醪製造人、酢製造營業人及び各販賣人、料理店、飲食店、旅人宿營業者及び其家族同居者等に限り濁酒、白酒、燒酎に限り特に之を許可するみとあり同稅法は明治二十九年十月一日より施行し沖繩縣東京府管下小笠原嶋伊豆七嶋には當分此の稅法を施行せざるものなり

○沖繩縣酒類出港稅則改正法案

明治二十一年勅令第十二號沖繩縣酒類出港稅則第一條を改正し酒類及び率を左の如く定め明年十一月一日より施行するの案なり

第一種	清酒、白酒、味淋	一石に付　金六圓
第二種	燒酎、酒精	一石に付　金七圓

○十八年度の橫濱生絲貿易

本年は征清事件のために軍費の多端なりしにも拘らず金融圓滑にして貿易市場の不況を免るゝを得たり特に生絲の如きは近來稀なる盛況を極め八月中は最も活潑の取引ありて相場も優等繭絲一千弗以上の高直に達せり今左に最近五箇年間の生絲輸出額統計(孰れも新絲即ち六月一日より十二月十六日迄)の比較を採て示さんに

	米國へ	歐洲へ	合計
廿四年	一六、七三八	九、八三八	二六、五七六
廿五年	二〇、一五五	一、八三〇	二一、四六一
廿六年	七、五二一	一三、二一六	二〇、七三七
廿七年	一、七一一	一、〇五八	二、七六九
廿八年	二二、七六八	一四、一九九	三〇、九六七

以上の如くにして本年の輸出は最も多額を占めの之を二十三四年頃に比して三四割を增し昨年度に比するも米國へ五千五十七、歐洲へ千百四十一の增加なり相場に至りても本邦の風土は素より養蠶に適し居れば愈々多額に產出して愈々安く賣捌くみと經濟上の利益なるべきに一千弗以上の高直を告ぐるに至りては驚くべき次第なれども畢竟するに其重なる原因は外國の情態に在りて存するものなり近來外國に於ては絹物の需用益々增加し來り昔時米國の如きパタソンの機業家は僅に十軒に過ぎざりしもの今は何百軒の多きに至りたりといふ是れ獨り米國のみにわらず歐洲諸國に於ても日に月に絹物の流行を見るに至れりされば外國人は日清開戰の當時、日本の財政困難を來し商工業の萎縮するを見込て生絲の投賣者も必ず現はるべしと一時手を引て買入を控へたるに何ぞ圖らん我商人は依然として維持し來だ些の恐慌を來さゞるに却て歐米の諸國は伊、佛養蠶の不結果により最優等品の欠乏を告げ早くも再び供給を我邦に仰がざるべからざるに及び市況劇に回復して益に前後未曾有の珍重を現すに至れり加ふるに日清戰爭中內國の人々の一にも二にも節儉〳〵と買控たり